

計画の内容

基本目標1 男女の人権の尊重

施策の方向性 1 男女の人権尊重の意識づくり

人権尊重を基盤とした男女平等を推進する教育、学習の充実を図ります。

施策の方向性 2 男性、子どもにとっての男女共同参画

すべての人の多様な生き方を尊重し、あらゆる場面で活躍することができるよう、男性にとっても暮らしやすい社会を推進します。また、子どもの頃から男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できるように教育・啓発に努めます。

施策の方向性 3 男女間の暴力を許さない社会の実現【山口市DV対策基本計画】

男女を問わず、配偶者等からの暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指した意識啓発及び法律、制度など、被害者支援のための体制の整備・充実に向けた取組を進めています。

施策の方向性 4 心からだの健康支援

生涯を通じた健康管理のための健康教育や、健康相談事業を実施します。

基本目標2 男女共同参画意識の醸成と浸透

施策の方向性 1 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

男女共同参画意識醸成のための広報・啓発活動を推進します。



施策の方向性 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

男女共同参画の視点に立った家庭教育を進め、主体的に多様な選択を身に付けられるよう子どもの頃からのキャリア教育を推進します。

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の促進

施策の方向性 1 政策・方針決定の場への参画促進

男女がその個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野において参画することのできる男女共同参画社会を形成するため、政策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。

施策の方向性 2 エンパワーメントとリーダーの育成

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画するため、能力開発を中心とした知識・情報に関する学習機会の充実に努めます。

施策の方向性 3 家庭・地域における男女共同参画の促進

家庭での家事や育児、介護などを男女がともに担い、必要な知識、技術の習得のための学習機会を提供します。また、防災・災害復興における男女共同参画を推進します。



施策の方向性 4 國際交流・協力を通じた男女共同参画の推進

国際化・情報化が急速な今日において、国際交流や国際理解を促進し、国際社会の一員として、国際的な取組と協調を図る必要があることから、情報収集や相互理解のための学習機会を提供します。

基本目標4 男女がいきいきと働く環境整備

施策の方向性 1 男女平等な雇用環境の整備

山口労働局や山口県等の関係機関と連携し、事業所への普及啓発に努め、企業の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)への取組を推進します。

施策の方向性 2 仕事と家庭の両立支援

男女がともに仕事と家庭生活における責任を果たせる環境をつくるため、育児や介護等に参画しやすい職場環境づくりに努めます。

施策の方向性 3 男女のチャレンジ支援

性別にこだわらず、能力と意欲に応じて幅広い職種で活躍できるような職業能力の開発を促進し、併せて男女の起業を推進するなど、様々な労働形態を選択することができるよう支援します。



基本目標5 推進体制の整備・充実

施策の方向性 1 推進体制の強化

男女共同参画社会づくりに欠かせない、市民の自主的な活動を支援し、個人、団体等のネットワークの強化を図ります。また、府内組織である「男女共同参画推進本部」を中心とした機能強化と職員の意識啓発により、男女共同参画施策を総合的・計画的に推進します。



施策の方向性 2 推進拠点の充実

男女共同参画社会の実現を目指し、市民、団体等が主体となって幅広く活動できる拠点施設の充実を図ります。



山口市市民安全部人権推進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL 083-934-2767 FAX 083-934-2867
e-mail jinken@city.yamaguchi.lg.jp

山口市男女共同参画基本計画

後期行動計画

2013 - 2017



山口市

山口市男女共同参画基本計画

男女共同参画社会の実現
認めあい 支えあい
ともに夢拓くまち やまぐち



後期行動計画

1 計画策定の趣旨

山口市では、男女が性別に関わりなく社会の一員として尊重され、対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合える男女共同参画社会を目指して、平成20(2008)年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、様々な施策に取り組んできました。

平成20年度に計画がスタートしてから前期行動計画期間（5年間）が経過しましたが、この間、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化とともに生じてきた新たな課題への対応も必要になってきました。そこで、今後の5年間の目標と方向性を示す「後期行動計画」を策定し、市民の皆様と一緒に取組をすすめることいたしました。

2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、「山口市総合計画」を上位計画とし、国、県の男女共同参画に関する基本方針を踏まえて「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画のうち「基本目標1」の「(3)男女間の暴力を許さない社会の実現」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたります。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて見直しを行います。



後期行動計画では、次ページに掲げる施策の体系に沿って具体的な取組を進めていきます。

後期行動計画の重点目標

1 政策・方針決定の立案及び決定への女性の参画の推進

政策・方針決定の過程に、男女がともに連携して関わっていくことにより、これまで以上に新しい発想と多様な価値観をもたらし、職場や地域社会の活性化につながります。組織の役職や行政の審議会など、今まで女性の少なかった分野に積極的な参画を推進します。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための環境整備

働き方の見直しによる仕事の進め方や時間管理の効率化により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が図られるとともに、多様なライフスタイルに対応することができる子育て支援をはじめ、地域活動への参加や、働きながら介護等に携わることができる環境の整備が必要です。

3 配偶者に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「山口市DV(ドメスティック・バイオレンス)対策基本計画」を策定しました。この計画では、配偶者等からの暴力による通報、相談、保護等の支援体制を整備します。

4 男女共同参画意識の一層の浸透

社会制度・慣行の中には男女の地位の不平等感が根強く残っていることから、男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野でともに自立して、その個性と能力を發揮することができるよう、人権尊重を基盤とした男女平等を推進します。また、男女共同参画を正しく理解するための啓発を行います。

後期行動計画 施策体系図

